

【類型 8 株式会社オーイーシー】技術実証 中間報告サマリー

対象業務（法令）	火薬類取締法施行細則第8条に係る実地調査
実証の内容	モバイル通信等により遠隔地から制御可能な非常設のカメラ等を用いて、静止画又は動画データを取得し、遠隔地に送信することにより、現地で行う施設・設備等の状態、帳簿類等の整備状況や品質表示の適切性の検査等の検査、関係者への質問と同等以上の精度で、各規制が求める基準を満たしているか否かの判断に資する情報を収集する。
実証の方針	<p>火薬庫外で火薬類を貯蔵することを求める申請に対し、火薬類が安全に貯蔵できる措置がとられていることを検査員が確認する実地調査において、現地に赴かず、非常設のカメラ等を用いて、申請者が撮影する映像をリアルタイムで遠隔から確認し、申請内容に適合したものになっていることを判断できるかを実証する。</p> <p>汎用的なWeb会議システムではなく、PCやスマートフォン等で利用できるオーイーシー独自の技術・仕組み（アプリケーション）を活用し、Web会議形式の実地調査の可能性とともに課題を整理する。</p> <p>貯蔵場所・貯蔵物によって機密性を要することから、適切なセキュリティ対策を施した上で遠隔での検査が可能であるかについても実証する。</p> <div data-bbox="1243 878 2109 1339" style="text-align: center;"> </div>

実証の 進捗状況

■ 活用する技術の概要・開発状況

[概要]

- ・オーイーシー独自のアプリケーションを用いて遠隔での検査を実施。
 ※遠隔通信（画像伝送）、位置情報取得、録画防止の機能を具備
 ※PC及びスマートフォン（Android）に対応しており、検査をする側はPC（Webアプリ）、申請者側はスマートフォン（Androidアプリ）での利用を想定
- ・申請者が所有するスマートフォンとそのカメラを用いて、Web会議形式にてリアルタイムに映像を検査員のいる遠隔地に送信。施設・設備等の状態、帳簿類等の整備状況や品質表示の適切性の検査等は、申請者が所有するスマートフォンのカメラで撮影された映像により確認を行い、関係者への質問はWeb会議形式での会話の中で行う。



■ 実証の準備・実施状況

・実証場所・日時

- ①店舗 A / 11月21日（火）9:00～11:00
- ②店舗 B / 11月24日（金）9:00～11:00
- ※いずれも火薬類を貯蔵している事業者の店舗

・現地実証の概要について

検査側である大分県と、申請者側である当該店舗にて現地実証を実施。以下の点を中心に確認。

- ①通信状況 ②位置情報 ③カメラによる設備や現物の確認 ④カメラによる帳簿の確認
- ⑤カメラによる寸法の確認（メジャーをあてて目盛を撮影） ⑥アプリのセキュリティや操作性の確認

両店舗とも通信は安定しており、位置情報の確認やスマートフォンの利点である操作性と機動性においてもスムーズに検査を実施できた。今後詳細のヒアリングを実施する予定。



大分県



店舗A



店舗B

今後の スケジュール

- ・実証後のヒアリングと実証結果の評価を実施：今回の技術を用いて遠隔検査の実施者にヒアリング（システムの操作性、検査の精度、位置情報取得可否、通信可否、安全性、検査に要する工数比較等）を行い、各実証の結果について評価・分析を進める。（12月～翌年1月に実施）